



2021年5月24日

各位

会社名 ワ タ ミ 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役会長兼グループ CEO 渡邊 美樹  
(コード番号：7522 東証第一部)  
問合せ先 取締役 CFO 渡邊 将也  
(TEL 03-5737-2784)

第三者割当による優先株式の発行、定款の一部変更、資本金等の額の減少  
に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、次の①～③までの各事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① DB J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合との間で株式投資契約書及び総株引受契約書を締結し、DB J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合を引受先として第三者割当の方法により、A種優先株式（以下、「本A種優先株式」といいます。）を発行すること（以下、「本A種優先株式第三者割当増資」といいます。）。
- ② 本A種優先株式に係る第三者割当増資は、2021年6月27日開催の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、本優先株式等に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下、「本定款変更」といいます。）の承認が得られることを条件とすること。
- ③ 本第三者割当増資に係る払込みが行われることを条件として、2021年6月28日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少させること（以下、「本資本金等の額の減少」といいます。）。

なお、本優先株式に係る第三者割当増資は、本定時株主総会において本付議議案の承認が得られることを条件としております。

## 1. 本第三者割当増資について

### ①本第三者割当増資の概要

(1) 払込期日	2021年6月28日
(2) 発行新株式数	優先株式 120株
(3) 発行価額	1株につき100,000,000円
(4) 調達資金の額	12,000,000,000円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によりDBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合へ120株全てを割り当てる。
(6) その他	別紙1 ワタミ株式会社 第1回 A種優先株式 発行要項をご参照ください。なお、本優先株式の発行は、本定時株主総会において本定款変更が承認されることを条件とします。 なお、本A種優先株式は、普通株式への転換権を有しておりません。

## 2. 本A種優先株式第三者割当増資の目的及び理由

### (募集の目的及び理由)

新型コロナウイルスの感染拡大による影響を最も大きく受けている国内外食事業においては、2020年4月の緊急事態宣言の発令により既存店売上高が大きく低下し、緊急事態宣言の解除後には自立回復や政府によるGoTo施策の影響で改善したものの、再び緊急事態宣言が発令されるというサイクルが続いた結果、当連結会計年度の既存店売上高前年比は37.9%と大幅な落ち込みとなりました。この状況に対応するため、159店舗の不採算店舗の撤退、国内外食2工場の資産譲渡、賃料減額交渉や経費削減等により約100億円の固定費削減を実施して売上規模縮小への耐性を強化するとともに、居酒屋業態から「焼肉の和民」への業態転換（当連結会計年度末：23店舗）及びフランチャイズモデルによるテイクアウト・デリバリー主体の「から揚げの天才」の出店強化（当連結会計年度末：92店舗）等により、翌連結会計年度以降における成長基盤の整備を強力に進めました。

宅食事業においては、コロナ禍の外出自粛による宅配需要と健康意識の高まりに対応し、緊急事態宣言下での休校支援アイテム強化や在宅支援サービス営業強化等の結果、食事宅配は1日当たりの食数が前年比1.3万食増の26万食（累計食数は271万食の増加）に増え、業績が好調に推移しました。  
また4工場の資産譲渡による生産性の向上により固定費削減に努めております。

なお、2021年4月には3回目となる緊急事態宣言（4都府県を対象）が発令されており、解除時期や解除後の消費動向及び再度発令される可能性等は現時点で不透明ではあるものの、国内では新型コロナウイルスのワクチン接種が着実に進められている状況にあり、これに伴う消費者の行動様式の変化も見込まれております。当社グループでは、国内外食事業において上述の固定費削減効果が翌連結会計年度以降は通年で寄与することに加えて、テイクアウト・デリバリー業態の拡大、焼肉業態店舗への転換等による成長戦略を推進いたします。また、コロナ禍においても堅調に成長している宅食事業においては野菜宅配サービスの導入開始、大手乳飲料メーカーアイテムの販売開始と同社販売網の利用及びテレビショッピング放映での拡販効果が見込まれること等により継続的な成長を見込んでおります。以上により、翌連結会計年度以降の業績は大幅に改善すると考えております。このような取組みの中で、当社グループはウィズコロナ、アフターコロナの両視点において中長期で見据え、これまでの取組みを一層拡大していくべきと考えております。具体的には、焼肉事業等の加速による事業基盤強化の視点から、優先株式を発行することと致しました。今回、割当予定先としては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた飲食・宿泊等の企業の支援を目的として組成されたDBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合といたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
12,000,000,000	102,000,000	11,898,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、資本金登録関連費用、その他諸費用であります。

#### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額 11,898,000,000 円の具体的な使途につきましては、下表記載のとおり充当する予定であります。なお、調達資金を実際に支出するまでは、当社預金口座で適切に管理する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
事業資金	11,898	2021年4月以降
合計	11,898	

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記 2. 本A種優先株式第三者割当増資の目的及び理由に記載のとおり、

当社グループはウィズコロナ、アフターコロナの両視点において中長期で見据え、これまでの取組みを一層拡大していくべきと考えております。具体的には、焼肉事業等の加速による事業基盤強化として活用することで、当社の業績改善を期すものであることから、本A種優先株式第三者割当増資の資金使用については合理性があると判断しております。

上記の差引手取概算額 11,898 百万円に関する、主な使途につきましては、以下のとおりです。

- ・ウィズコロナ、アフターコロナの両視点において中長期で見据え、2021年4月～2026年3月の間に合計130店舗程度の新規出店及び業態転換をする予定です。新規出店及び業態転換のための出店費用及び店舗改装費用については、地域、店舗面積、物件の状況等によって変動いたしますが、1店舗当たり、100百万円程度を見込んでおり、2021年4月以降～2026年3月にかけて、合計130店舗程度で12,000百万円程度を要する見込みです。主にこれらの投資資金等へ本件資金を充当する予定です。

#### 5. 発行条件等の合理性

当社は、既存株主の皆様に対する希薄化の影響を最小限とするべく、財務体質の健全化及び今後の機動的な資本政策を検討した結果、最終的に普通株式への転換権をもたない本A種優先株式第三者割当増資といたしました。また焼肉事業の収益性、投資回収可能期間を合理的に見積もり1株100,000,000円と決定いたしました。

本優先株式の発行条件は、本A種優先株式が、普通株式への転換権をもたないこと、当社の置かれたコロナ禍という外部事業環境並びに財政状態及び経営成績を考慮した上で、DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合との間で協議、交渉を通じて決定されていることを総合的に勘案し、本A種優先株式第三者割当増資は有利発行に該当しないと判断しております。

また、本A種優先株式に係る第三者割当増資は、2021年6月27日開催の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、本優先株式等に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下、「本定款変更」といいます。）の承認（特別決議）が得られることを条件とします。

## 6. 割当予定先の選定理由

### ① 【割当予定先の概要】

名称	DBJ 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合	
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	
投資対象	中堅・大企業の飲食・宿泊業等の発行する償還型無議決権優先株式	
組成日	2021年3月31日	
ファンド総額	500億円（当初）	
出資者の概要	株式会社日本政策投資銀行 代表取締役 渡辺 一 東京都千代田区大手町一丁目9番6号	
業務執行組合員の概要	名称	DBJ 地域投資株式会社
	所在地	東京都千代田区大手町1丁目9番6号
	代表者	代表取締役 本野 雅彦
	事業内容	投資事業有限責任組合への出資及び組成・運営に関する業務 株式、社債又は持分等に対する投資業務等
	主たる出資者	株式会社日本政策投資銀行 100%
	資本金	700万円
当社と当該ファンドの間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

### ② 割当予定先を選定した理由

DBJ 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合は、株式会社日本政策投資銀行が、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた飲食・宿泊等の企業の支援を目的として設立したファンドです。当社としては、第三者割当増資による優先株式引受を通じて、コロナ禍という厳しい経営環境下においても、収益性向上を実現するための事業基盤の再構築を図ることができ、その結果、当社の中長期的な企業価値向上に寄与するものと考えております。したがって、本優先株式の割当予定先として適切であると判断し、選定いたしました。

## 7. 第三者割当予定後の大株主及び持分比率

### (1) 普通株式

本第三者割当増資前 (2021年3月31日現在)	持株数	持株比率	本第三者割当増資後
有限会社アレーター	11,460千株	28.29%	同左
サントリー酒類株式会社	4,141千株	10.22%	
アサヒビール株式会社	2,155千株	5.32%	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	858千株	2.11%	
株式会社横浜銀行	645千株	1.59%	
ワタミ従業員持株会	604千株	1.49%	
損害保険ジャパン株式会社	440千株	1.08%	
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	396千株	0.97%	
明治安田生命保険相互会社	384千株	0.94%	
株式会社みずほ銀行	379千株	0.93%	

(注) 持株比率は自己株式(2,182,206株)を控除して計算しております。

### (2) 第1種優先株式

本第三者割当増資前 (2021年3月31日現在)	本第三者割当増資後
該当なし	同左

### (3) 本優先株式

本第三者割当増資前 (2021年3月31日現在)	本第三者割当増資後	持株数	持株比率
該当なし	DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合	120株	100.0%

## 8. 今後の見通し

本第三者割当増資が、当社の2022年3月期連結業績に与える影響額は、今後公表すべき事項が生じた場合に速やかにお知らせいたします。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本優先株式の発行条件は、本A種優先株式が、普通株式への転換権をもたないこと、当社の置かれたコロナ禍という外部事業環境並びに財政状態及び経営成績を考慮した上で、DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合との間で協議、交渉を通じて決定されていることを総合的に勘案し、本A種優先株式第三者割当増資は有利発行に該当しないと判断しております。

また、本A種優先株式に係る第三者割当増資は、2021年6月27日開催の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、本優先株式等に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下、「本定款変更」といいます。）の承認（特別決議）が得られることを条件とします。以上のことから、本A種優先株式第三者割当増資が、少数株主にとって不利益でないと判断しております。

### ① 本第三者割当増資の必要性

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を大きく受けている国内外食事業の収益性の低下により、当期は大幅な減収減益となりました。このような状況下のもと、財務基盤の強化及び機動的な資金政策を実現し、焼肉事業等の加速による事業基盤強化として活用することで、当社の業績改善を期すものであることから、本A種優先株式第三者割当増資の資金調達については必要性があると判断しております。

### ② 手法としての本A種優先株式第三者割当増資の相当性

新型コロナウイルスの感染拡大による影響も含めた経済情勢、事業環境、普通株式の第三者割当増資により発生する希薄化による既存株主への多大な影響を考えると、資本充実を早期に実現し、財務基盤の安定を図るためには、優先株式の第三者割当による増資という方法を選択することは相当であると判断しております。

### ③ 発行条件及び交渉過程の妥当性

当社は、既存株主の皆様に対する希薄化の影響を最小限とするべく、財務体質の健全化及び今後の機動的な資本政策を検討した結果、最終的に普通株式への転換権をもたない本A種優先株式第三者割当増資といたしました。また焼肉事業の収益性、投資回収可能期間を合理的に見積もり1株100,000,000円と決定いたしました。

本優先株式の発行条件は、本A種優先株式が、普通株式への転換権をもたないこと、当社の置かれたコロナ禍という外部事業環境並びに財政状態及び経営成績を考慮した上で、DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合との間で協議、交渉を通じて決定されていることを総合的に勘案し、本A種優先株式第三者割当増資は有利発行に該当しないと判断しております。

加えて、本A種優先株式における優先配当条項、償還条項、その他の発行条件についても、本A種優先株式第三者割当増資の実施により期待される当社の財務基盤の強化、調達資金を原資として期待される今後の業績改善及び既存株主に対する希薄化の影響等の観点から、合理性を有し、妥当であると判断しております。

### ④ 既存株主への影響

本A種優先株式が、普通株式への転換権をもたず、希薄化するおそれがないこと、財務基盤の強化及び機動的な資金政策を実現し、焼肉事業等の加速による事業基盤強化として活用することで、当社の業績改善に期すものであることから、本A種優先株式第三者割当増資の資金調達は、既存株主によって必要性があると判断しております。

## 10. 支配株主との取引等に関する事項

本A種優先株式第三者割当増資は、支配株主との取引等に該当いたしません。

## 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### ① 最近3年間の連結業績

決算期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
売上高	94,701百万円	90,928百万円	60,852百万円
営業利益又は営業損失(△)	1,062百万円	92百万円	△9,715百万円
経常利益又は経常損失(△)	1,229百万円	349百万円	△8,197百万円

親会社株主に帰属する当期純利益	1,373 百万円	△2,945 百万円	△11,586 百万円
I 株当たり当期純利益 (I 株当たり当期純損失△)	35 円 14 銭	△79 円 89 銭	△292 円 66 銭
I 株当たり配当金	7.5	2.5	—
I 株当たり純資産	438 円 02 銭	361 円 70 銭	78 円 46 銭

## ② 最近3年間のエクイティファイナンス

2021年3月5日 有限会社アレーターを引受先とした第三者割当増資を実施しております。

区分	発行数	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	998,100 株	1,000,096,200	500,048,100
一般募集	—	—	—
計 (総発行株式)	998,100 株	1,000,096,200	500,048,100

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
始値	1,403 円	1,626 円	902 円
高値	1,724 円	1,721 円	1,188 円
安値	1,166 円	770 円	734 円
終値	1,612 円	932 円	1,004 円

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始値	1,014 円	964 円	889 円	860 円	965 円	1,014 円
高値	1,152 円	1,064 円	937 円	997 円	1,076 円	1,095 円
安値	945 円	885 円	838 円	816 円	914 円	1,011 円
終値	952 円	887 円	871 円	967 円	1,009 円	1,004 円

決算期	2021年5月21日
始値	911 円
高値	914 円
安値	896 円
終値	907 円

## 12. 本定款変更について

### ①本定款変更の目的

はじめに、本A種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類株式として本A種優先株式に関する規定を新設するものです。

### ②本定款変更の内容

別紙2「定款変更案」の変更を予定しております。

#### ① 本定款変更の日程（予定）

本定款変更議案に関する本定時株主総会付議に係る取締役会決議	2021年5月26日
本定時株主総会	2021年6月27日
本定款変更の効力発生日	2021年6月27日
本優先株式の発行	2021年6月28日

## 13. 本資本金等の減少について

### ① 本資本金等の減少の目的

早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的な資本政策に備えるため、A種優先株式の発行と合わせて資本金及び資本準備金の額の減少を行い、配当分配可能額を構成するその他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本資本金等の額の減少については、本A種優先株式第三者割当増資に係る払込及び株主総会による決議を条件としております。

## 14. 資本金及び資本準備金の額の減少に関する事項

### (1) 減少する資本金及び準備金の額

本件第三者割当増資後の資本金の額 10,910,328,700 円のうち  
6,000,000,000 円

(2) 本件第三者割当増資後の資本準備金の額 11,502,491,700 円のうち  
6,000,000,000 円

### (3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項、第448条第1項の規定に基づき、資本金の一部及び資本準備金の一部を減少させ、それぞれその他資本剰余金に振り替えるものであります。

#### (4) 本資本金等の額の減少の日程

本資本金等の額の減少に係る取締役会決議 本定時株主総会への本資本金等の減少に関する議案付議に係る取締役 会決議	2021年5月24日
債権者異議申述公告	2021年5月25日
債権者異議申述最終期日	2021年6月25日
本定時株主総会決議	2021年6月27日
本資本金等の額の減少への効力発生日	2021年6月28日

#### (5) 業績への影響

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

別紙1 ワタミ株式会社 第1回 A種優先株式 発行要項

ワタミ株式会社

A種優先株式 発行要項

1. 募集株式の種類	ワタミ株式会社 A種優先株式
2. 募集株式の数	120株
3. 払込金額	1株につき100,000,000円
4. 払込金額の総額	12,000,000,000円
5. 増加する資本金の額	6,000,000,000円 (1株につき50,000,000円)
6. 増加する資本準備金の額	6,000,000,000円 (1株につき50,000,000円)
7. 払込期日	2021年6月28日
8. 割当先/株式数	DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合に全株式を割り当てる。

A種優先株式の内容

9. 剰余金の配当	
(1) 期末配当の基準日	当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
(2) 期中配当	当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。
(3) 優先配当金	当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）及び第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）又は第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、下記9. (4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
(4) 優先配当金の額	優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。 A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（下記9. (5)

	において定義される。) (もしあれば) の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日 (ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日) (同日を含む。) から当該剰余金の配当の基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。
(5) 累積条項	ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額 (以下「未払A種優先配当金」という。) は翌事業年度以降に累積する。
(6) 非参加条項	当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記9. (4)に定める優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。
10. 残余財産の分配	
(1) 残余財産の分配	当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者及び第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に先立って、A種優先株式1株当たり、下記10. (2)に定める金額を支払う。
(2) 残余財産分配額	
①基本残余財産分配額	A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12. (2)①に定める基本償還価額算式 (ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。) と読み替えて適用する。) によって計算される基本償還価額相当額 (以下「基本残余財産分配額」という。) とする。
②控除価額	上記10. (2)①にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金 (残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。) が存する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12. (2)②に定める控除価額算式 (ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。) に従って計算される控除価額相当額を、上記10. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記10. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除する。
(3) 非参加条項	A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
11. 議決権	A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
12. 金銭を対価とする取得請求権 (償還請求権)	
(1) 償還請求権の内容	A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求 (以下「償還請求」という。) することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日 (以下「償還請求日」という。) における会社法第461条第2項所定の

	<p>分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記12. (2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。</p>
(2) 償還価額	
①基本償還価額	<p>A 種優先株式 1 株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。</p> <p>(基本償還価額算式)  基本償還価額 = 100,000,000 円 × (1 + 0.04)<sup>m+n/365</sup></p> <p>払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m 年と n 日」とする。</p>
②控除価額	<p>上記 12. (2)①にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金（償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A 種優先株式 1 株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記 12. (2)①に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記 12. (2)①に定める基本償還価額から控除する。</p> <p>(控除価額算式)  控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 × (1 + 0.04)<sup>x+y/365</sup></p> <p>償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x 年と y 日」とする。</p>
(3) 償還請求受付場所	<p>東京都大田区羽田一丁目 1 番 3 号  ワタミ株式会社</p>
(4) 償還請求の効力発生	<p>償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。</p>
13. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）	
(1) 強制償還の内容	<p>当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社が A 種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して、下記 13. (2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定による A 種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、A 種優先株式の一部を取得するときは、取得する A 種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。</p>
(2) 強制償還価額	

	①基本強制償還価額	A 種優先株式 1 株当たりの強制償還価額は、上記 12. (2)①に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本強制償還価額」という。）とする。
	②控除価額	上記 13. (2)①にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A 種優先株式 1 株当たりの強制償還価額は、上記 12. (2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記 13. (2)①に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記 13. (2)①に定める基本強制償還価額から控除する。
14. 株式の併合又は分割		法令に別段の定めがある場合を除き、A 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A 種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

別紙2 定款変更案

現行定款	定款変更案
<p>(発行可能株式総数及び発行可能優先株式総数)</p> <p>第6条 当社が発行することのできる株式の総数は、100,000,000株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 100,000,000株 第1種優先株式 50,000,000株</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式及び第1種優先株式の単元株式数は、それぞれ100株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数及び発行可能優先株式総数)</p> <p>第6条 当社が発行することのできる株式の総数は、100,000,000株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 100,000,000株 第1種優先株式 50,000,000株 A種優先株式 120株</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式及び第1種優先株式の単元株式数は、それぞれ100株とし、<u>A種優先株式の単元株式数は1株とする。</u></p> <p><u>第2章の3 A種優先株式</u> <u>(A種優先配当金)</u></p> <p><u>第13条の9 当社は、第13条の2及び第34条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)</u>又は<u>A種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。)</u>に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録</p>

株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）及び第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）又は第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」といい、第1種優先株主と併せて「第1種優先株主等」という。）に先立ち、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0パーセントを乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第13条の10に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

2 ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種

<p>(新設)</p>	<p><u>優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。</u></p> <p><u>3 当社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p> <p><u>(A種期中優先配当金)</u></p> <p><u>第13条の10 当社は、第13条の2並びに第35条及び第36条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等及び第1種優先株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金(もしあれば)の合計額に年率4.0パーセントを乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る</u></p>
-------------	--

<p>(新設)</p>	<p><u>期中配当を行うことを要しない。</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第13条の11 当社は、残余財産を分配するとき、A種優先株主等に対して、普通株主等及び第1種優先株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u></p> <p><u>2 A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(金銭を対価とする償還請求権)</u></p> <p><u>第13条の12 A種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができる。当社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一</u></p>

部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

基本償還価額

$$=100,000,000 \text{ 円} \times (1+0.04)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1+0.04)^{x+y/365}$$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額とする。

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.04)」の指数を

<p>(新設)</p>	<p><u>表す。</u></p> <p><u>3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第13条の13 当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下、本条において「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議の過半数による決定に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」(強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金(強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u></p> <p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第13条の14 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会におい</u></p>
-------------	--

<p>(新設)</p>	<p><u>て議決権を有しない。</u></p> <p><u>(株式の併合又は分割等)</u></p> <p><u>第13条の15 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(種類株主総会への準用)</u></p> <p><u>第13条の16 第3章の規定は、種類株主総会について準用する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(期中配当金)</u></p> <p><u>第36条 前二条のほか、当会社は、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>第37条 期末配当金、中間配当金及び期中配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>